

第2章

各種事故災害対策計画

第1節 道路交通事故災害対策計画

所 管 危機管理監 都市整備局 消防局 関係各局

1 基本方針

道路の施設の被災又は高速自動車道における自動車の衝突若しくはバス事故等により多数の死傷者を伴う大規模な道路交通事故（以下「大規模道路交通事故」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関が緊密な連携を図り、被害の拡大を防止し、住民の生命、財産の安全を確保する。

2 関係機関の対策措置

（1）関係機関

道路管理者、県、警察、市、消防機関

（2）応急対策

- ア 関係機関は、相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、医療救護、行方不明者の捜索などの災害応急対策を実施する。
- イ 警察機関及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を実施する。
- ウ 関係機関は、円滑・迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部等を設置する。

（3）予防対策

道路管理者は、道路交通事故の発生を未然に防止し、被害を軽減するため、必要な災害予防対策を実施する。

- ア トンネルや橋梁等の道路施設の点検体制を強化し、施設の現況と気象情報の把握に努め、施設の安全確保のための計画整備を進める。
- イ 施設の異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策を実施するとともに、道路利用者に情報を迅速に提供する。
- ウ 災害発生時に速やかな災害応急対策を実施するため、資機材を整備する。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- オ 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関の連携等について周知徹底を図り、体制の改善等必要な措置を講ずる。
- カ 道路利用者に道路交通事故時の対応等防災知識の普及啓発を行う。

3 市の対策措置

(1) 情報の収集伝達

市及び消防局は、道路管理者等から大規模道路交通事故が発生し、又は発生するおそれがある旨通報があった場合は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報を連絡し、応急対策の調整等を行う。

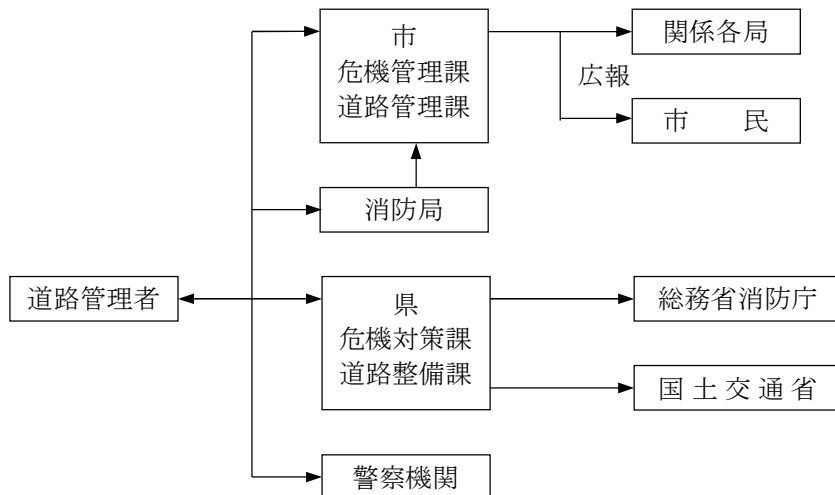


図 2-1-1 情報伝達系統

(2) 災害広報

大規模道路交通事故が発生したときは、関係機関が連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、道路利用者、地域住民等に対し正確な情報を迅速に提供し混乱を防止するため、報道機関、ホームページ、金沢ぼうさいドットコム、同報防災無線及び広報車等により、情報の周知、伝達を行う。

被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、風水害等災害対策計画第3章第8節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

① 実施機関

道路管理者、県、警察、市（消防機関）

② 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・ 道路交通事故の状況
- ・ 家族等の安否情報
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の応急対策に関する情報
- ・ その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ・ 道路交通事故の状況及び避難情報
- ・ 被災者、旅客等の安否情報
- ・ 医療救護等の情報
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ 道路交通の復旧に関する情報
- ・ その他必要事項

(3) 応急活動体制

市長は、大規模道路交通事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

市長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。

また、事故現場周辺の事業所等においては、可能な範囲で自主的に救援活動に協力する。

(4) 救助・救急活動

風水害等災害対策計画第3章第9節「消防・救急活動」及び第11節「救出・救助活動」に定めるところにより実施する。

なお、消防局が定める「集団救急事故活動計画」の概要は、次のとおりである。

① 目的

局地的かつ短時間に多数の傷病者の発生に対し、適切な救急活動を実施する。

② 活動の原則

現場活動において傷病者の効率的な救護に当たるとともに、救急活動について傷病者の傷病程度に応じた選別（トリアージ）を適切に行い、重症者を最優先に応急処置を施した後、傷病者に適応した医療機関へ迅速、安全に搬送することを原則とする。

③ 活動計画

ア 情報指令課が必要な出動指令を行い、最先着隊は必要な報告を行い、現場指揮所を設置する。

イ 救急本部（本部長：消防長）は、医師の現場派遣の要否及び搬送手段を決定し、派遣を要請する。

ウ 救急本部は、必要に応じ応急救護所を設置し、日本赤十字社、金沢市医師会、石川県立中央病院、金沢市立病院に医師派遣を要請し、到着した医療救護班と密接な連携のもと行動し、適切なトリアージを行い、傷病内容に適する医療機関に受入れを要請する。

エ 救助隊、現場搬送隊、病院搬送隊、支援隊を編成し、それぞれの任務を行う。

オ 消防団は、消防団長の命令を受けて任務に当たる。

カ 金沢市災害対策本部が設置された場合は、これに包括される。

④ その他

消防局は、消防・警察機関のみでは対応が困難と思われる事故が発生した場合は、直ちに危機管理課及び県危機対策課に通報する。

(5) 医療救護活動

風水害等災害対策計画第3章第18節「災害医療及び救急医療」に定めるところにより医療救護活動を実施する。

死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

また、市では対処ができない場合は、県等にDMAT、医療班の派遣を要請する。

(6) 消火活動

道路災害時における消火活動は、次により実施する。

① 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう可能な限り協力する。

② 消防機関

ア 消防局は、速やかに大規模道路交通事故による火災の発生状況を把握し、危険物流出の有無に十分注意し、迅速・的確な消火活動を実施する。

イ 消防職員は、生命の安全を守り、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等各関係機関は、風水害等災害対策計画第3章第11節「救出・救助活動」及び同第12節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、風水害等災害対策計画第3章第13節「災害警備」及び同14節「交通確保・緊急輸送」の定めるところによるほか、次により実施する。

① 警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

② 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、事故災害対策計画第2章第5節「危険物等事故災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

知事等は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、風水害等

災害対策計画第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(11) 広域応援要請

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、風水害等災害対策計画第3章第6節「応援要請」の定めるところにより、他の市町村及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

(12) 災害復旧

ア 道路管理者は、道路の被災に伴う障害物の除去、仮設構造物の設置等の応急復旧対策を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

イ 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を図る。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を行う。

エ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にする。

第2節 鉄道事故災害対策計画

所 管 危機管理監 消防局 関係各局

1 基本方針

鉄道の列車衝突等により多数の死傷者が伴う大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関が緊密な連携を図り、被害の拡大を防止し、住民の生命、財産の安全を確保する。

2 関係機関の対策措置

(1) 関係機関

北陸信越運輸局、鉄道事業者、県、警察、市、消防機関

(2) 応急対策

- ア 関係機関は、相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、医療救護、行方不明者の捜索などの災害応急対策を実施する。
- イ 警察機関及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を実施する。
- ウ 鉄道事業者は、必要に応じて他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。
- エ 関係機関は、円滑・迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部等を設置する。

3 市の対策措置

(1) 情報の収集伝達

市及び消防局は、鉄道事業者から鉄道の列車衝突事故等が発生した旨通報があった場合は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報を連絡し、災害応急対策の調整等を行う。

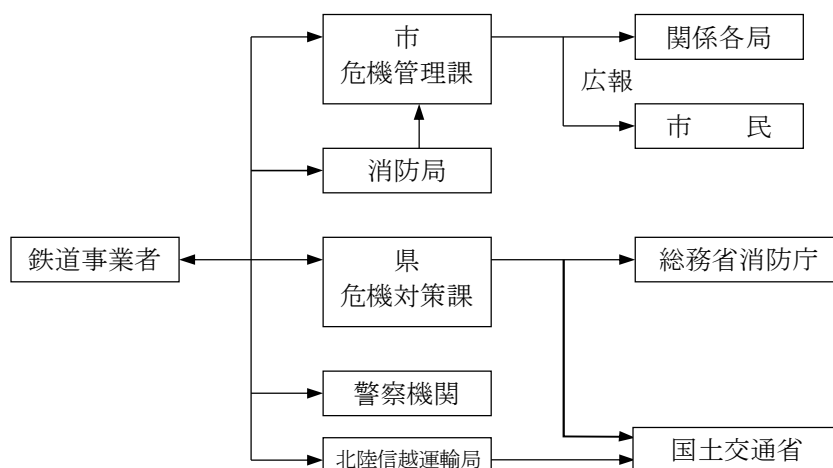


図 2 - 2 - 1 情報伝達系統

(2) 災害広報

鉄道事故が発生したときは、関係機関が連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、旅客、地域住民等に対し正確な情報を迅速に提供し混乱を防止するため、報道機関、ホームページ、金沢ぼうさいドットコム、同報防災無線及び広報車等により、情報の周知、伝達を行う。

被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、風水害等災害対策計画第3章第8節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

① 実施機関

鉄軌道事業者、県、警察、市（消防機関）

② 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・ 鉄道事故の状況
- ・ 家族等の安否情報
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の応急対策に関する情報
- ・ その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ・ 鉄道事故の状況及び避難情報
- ・ 被災者、旅客等の安否情報
- ・ 医療救護等の情報
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ 鉄道輸送の復旧に関する情報
- ・ その他必要事項

（３）応急活動体制

市長は、鉄道事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

市長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。

また、事故現場周辺の事業所等においては、可能な範囲で自主的に救援活動に協力する。

（４）救助・救急活動

風水害等災害対策計画第３章第９節「消防・救急活動」及び第１１節「救出・救助活動」に定めるところにより実施する。

乗客等の救出を要する場合は、各関係機関は協議に基づいて救出隊を編成し、必要な救出資機材を投入して、迅速に救出活動を実施する。

救助・救急活動の詳細は、消防局が定める「集団救急事故活動計画」によることとする（事故災害対策計画第２章第１節^③（４）「救助・救急活動」参照）。

（５）医療救護活動

風水害等災害対策計画第３章第１８節「災害医療及び救急医療」に定めるところにより医療救護活動を実施する。

死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

また、市では対処ができない場合は、県等にDMAT、医療班の派遣を要請する。

（６）消火活動

鉄道災害時における消火活動は、次により実施する。

① 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。

② 消防機関

ア 消防局は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、危険物流出の有無に十分注意し、迅速・的確な消火活動を実施する。

イ 消防職員は、生命の安全を守り、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

（７）行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等各関係機関は、風水害等災害対策計画第３章第１１節「救出・救助活動」及び同第１２節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

（８）交通規制

警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、風水害等災害対策計画

第3章第13節「災害警備」及び同14節「交通確保・緊急輸送」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、事故災害対策計画第2章第5節「危険物等事故災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

知事等は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、風水害等災害対策計画第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(11) 広域応援要請

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、風水害等災害対策計画第3章第6節「応援要請」の定めるところにより、他の市町村及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

(12) 災害復旧

鉄軌道事業者は、迅速に被災施設及び車両の復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

第3節 航空機事故災害対策計画

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監	<input type="checkbox"/> 消防局	<input type="checkbox"/> 関係各局
-----	--------------------------------	------------------------------	-------------------------------

1 基本方針

航空機の墜落事故等が発生した場合に、関係機関が緊密な連携を図り、被害の拡大を防止し、住民の生命、財産の安全を確保する。

2 関係機関の対策措置

(1) 関係機関

大阪航空局小松空港事務所、大阪航空局能登空港出張所、航空会社、航空自衛隊小松基地、金沢海上保安部、県、警察、市、消防機関

(2) 応急対策

- ア 関係機関は、相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、医療救護、行方不明者の捜索などの災害応急対策を実施する。
- イ 警察機関及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を実施する。
- ウ 関係機関は、円滑・迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部等を設置する。

3 市の対策措置

(1) 情報の収集伝達

市及び消防機関は、大阪航空局小松空港事務所又は航空自衛隊小松基地から県（危機対策課）を通じて、航空機の墜落事故等が発生した旨通報があった場合、又は、発見者から航空機の墜落事故等の通報があった場合は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報を連絡し、災害応急対策の調整等を行う。

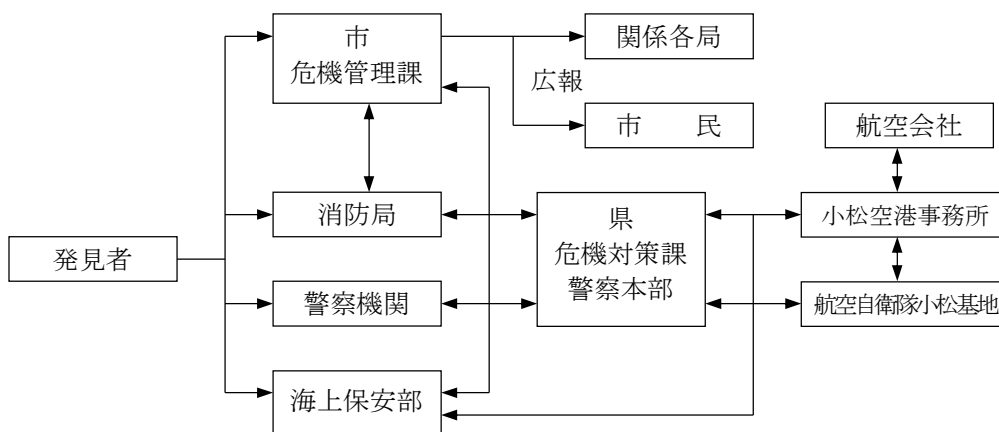


図 2-3-1 情報伝達系統

(2) 災害広報

航空機事故が発生したときは、関係機関が連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、旅客、地域住民等に対し正確な情報を迅速に提供し、混乱を防止するため、報道機関、ホームページ、金沢ぼうさいドットコム、同報防災無線及び広報車等により、情報の周知、伝達を行う。

被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、風水害等災害対策計画第3章第8節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

① 実施機関

大阪航空局小松空港事務所、大阪航空局能登空港出張所、県能登空港管理事務所、航空会社、県、警察、市（消防機関）、金沢海上保安部

② 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・ 航空事故の状況
- ・ 家族等の安否情報
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の応急対策に関する情報
- ・ その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ・ 航空事故の状況及び避難情報
- ・ 被災者、旅客等の安否情報
- ・ 医療救護等の情報
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ 航空輸送の復旧に関する情報
- ・ その他の必要事項

（３）応急活動体制

市長は、航空機事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

市長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。

また、事故現場周辺の事業所等においては、可能な範囲で自主的に救援活動に協力する。

（４）捜索活動

市等各関係機関は、風水害等災害対策計画第３章第９節「消防・救急活動」、第１１節「救出・救助活動」及び第１２節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」に定めるところにより捜索活動を実施する。

乗客等の救出を要する場合は、各関係機関は協議に基づいて救出隊を編成し、必要な救出資機材を投入して、迅速に救出活動を実施する。

（５）避難措置

市等各関係機関は、市民の生命の安全を確保するため、必要があると認めるときは、風水害等災害対策計画第３章第１５節「避難誘導」に定めるところにより必要な避難措置を実施する。

（６）救助・救急活動

風水害等災害対策計画第３章第９節「消防・救急活動」及び第１１節「救出・救助活動」に定めるところにより実施する。

救助・救急活動の詳細は、消防局が定める「集団救急事故活動計画」によることとする（事故災害対策計画第２章第１節³（４）「救助・救急活動」参照）。

（７）医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、風水害等災害対策計画第３章第１３節「災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、次により実施する。

死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

また、市では対処ができない場合は、県等にDMAT、医療班の派遣を要請する。

（８）消火活動

ア 消防局は、速やかに航空事故による火災の発生状況を把握し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を迅速に実施する。

イ 消防職員は、生命の安全を守り、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

（９）行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等各関係機関は、風水害等災害対策計画第３章第１１節「救出・救助活動」及び同第

12 節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(10) 交通規制

警察等各関係機関は、風水害等災害対策計画第3章第13節「災害警備」及び同14節「交通確保・緊急輸送」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

(11) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

① 実施機関

市、県

② 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所と密接な連携を図りつつ、風水害等災害対策計画第3章第19節「防疫・保健衛生活動」の定めるところにより、的確な防疫対策を講ずる。

また、同第21節「ごみ、し尿の処理」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

(12) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、風水害等災害対策計画第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 空港事務所長等自衛隊法第83条で定める者は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

イ 空港事務所長等自衛隊法第83条で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるようあらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

(13) 広域応援要請

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、風水害等災害対策計画第3章第6節「応援要請」の定めるところにより、他の市町村及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

第4節 海上事故災害対策計画

I 海難事故対策計画

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監	<input type="checkbox"/> 農林水産局	<input type="checkbox"/> 消防局	<input type="checkbox"/> 関係各局
-----	--------------------------------	--------------------------------	------------------------------	-------------------------------

1 基本方針

船舶の衝突、乗上げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関が緊密な連携を図り、被害の軽減を図り、避難者等を救護する。

2 関係機関の対策措置

(1) 関係機関

金沢海上保安部、県、警察、市、消防機関、港湾及び漁港管理者、漁業協同組合、北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所、北陸信越運輸局

(2) 応急対策

- ア 関係機関は、相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、行方不明者の捜索、交通規制などの災害応急対策を実施する。
- イ 関係機関は、円滑・迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部等を設置する。
- ウ 海上保安庁長官等及び県知事は、(市長から要請があり)必要と認めるときには、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(3) 予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難事故の発生を未然に防止し、被害を軽減するため、必要な災害予防対策を実施する。

① 船舶所有者・管理者・占有者等、漁業協同組合

- ア 気象状況の把握に努め、海難事故を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- ウ 実践的な防災訓練を実施し、海難事故発生時の活動手順、関係機関の連携等について周知徹底を図り、体制の改善等必要な措置を講ずる。
- エ 船舶火災等に備え、必要な消防力を整備し、自衛消防隊の組織化に努める。

② 海上保安部、県、市、警察、消防機関

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集連絡を行う体制を整備する。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- ウ 海難事故発生時の応急活動等に関する協定を締結し、実践的な防災訓練を実施

し、海難事故発生時の活動手順、関係機関の連携等について周知徹底を図り、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

エ 海難事故発生時の救急、救助、消火に備え、資機材の整備に努める。

オ 船舶所有者・管理者・占有者等、漁業協同組合に対し、次の事項を指導する。

- ・ 船体、機関、救命用具、信号用具、消防設備等及び通信施設の整備
- ・ 気象条件の常時把握と適正な伝達体制の確立
- ・ 漁船乗組員の養成と資質の向上
- ・ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
- ・ 海難防止意識の高揚

カ 金沢海上保安部及び北陸信越運輸局は、次の事項に留意して随時実地検査等を行い、船舶所有者等に対して適切な指導を行う。

- ・ 海技従事、無線従事有資格者の乗船確認
- ・ 救命器具及び消火器具等の設備の確認

3 市の対策措置

(1) 情報の収集伝達

① 発見者の措置

海難事故を発見した者は、市長、警察官又は海上保安官に通報し、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、直ちに市長に通知する。

② 防災関係機関との情報伝達

市及び消防機関は、海難事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、事故の発生状況及び被害の状況の情報収集に努めるとともに、把握した情報を連絡し、災害応急対策の調整等を行う。

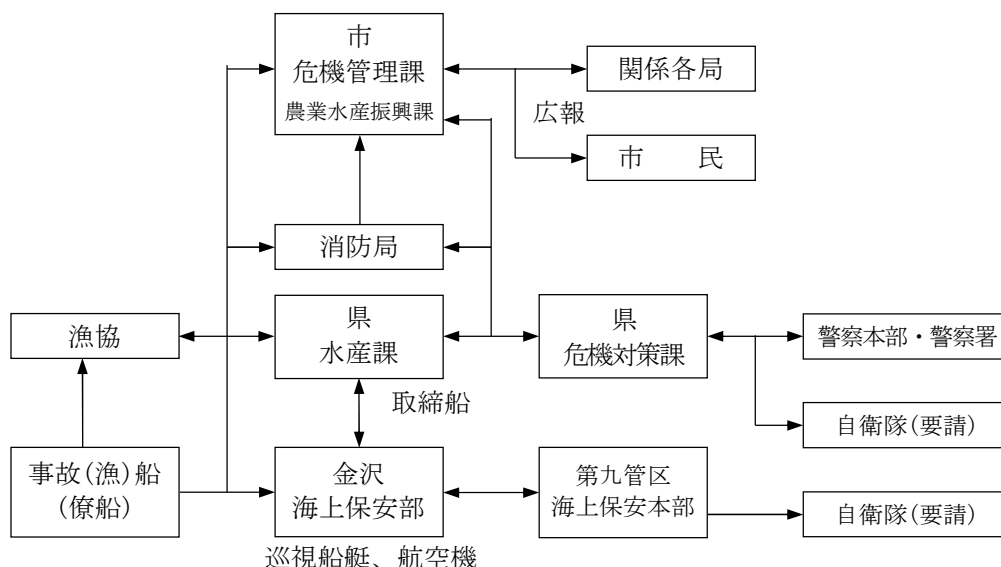


図 2 - 4 - 1 情報伝達系統

（２）災害広報

海難事故が発生したときは、関係機関が連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、事故が沿岸に波及するおそれがある場合には、報道機関、ホームページ、金沢ぼうさいドットコム、同報防災無線及び広報車等により地域住民等に対し情報の周知、伝達を行う。詳細は風水害等災害対策計画第３章第８節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

① 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北陸信越運輸局、金沢海上保安部、県、警察、市（消防機関）

② 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・ 海難事故の状況
- ・ 家族等の安否情報
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の応急対策に関する情報
- ・ その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ・ 海難事故の状況及び避難情報
- ・ 被災乗組員、旅客等の安否情報
- ・ 医療救護等の情報
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ その他の必要事項

（３）応急活動体制

市長は、海難事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、水難救護法の定める災害応急対策を実施する。

市長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。

（４）捜索活動

市等関係機関は、風水害等災害対策計画第３章第９節「消防・救急活動」、第１１節「救出・救助活動」及び第１２節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」に定めるところにより捜索活動を実施する。

市は、本市の行政区域地先海面で海難事故を認知したときは、金沢海上保安部、県及び警察署に連絡するとともに、直ちに消防機関（消防団を含む。）等の職員を現場に派遣し、海上保安部等と連携して、水難救護法に基づく人命、船舶の救助等の救出活動を行う。

(5) 救助・救急活動

市等関係機関は、風水害等災害対策計画第3章第9節「消防・救急活動」及び第11節「救出・救助活動」に定めるところにより救助・救急活動を実施する。

(6) 消火活動

ア 領海内における船舶等の火災が発生した場合には、昭和43年3月29日に海上保安庁長官と消防庁長官との間で締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務提携の締結に関する覚書」に基づき、次に掲げる船舶の消火活動については、消防局が実施し、その他船舶の消火活動については、金沢海上保安部が実施する。

- ・ ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入架中の船舶
- ・ 河川、湖沼における船舶

イ 金沢海上保安部又は消防局は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報する。

ウ 金沢海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防局に対して応援を要請する。

エ 消防局は、速やかに沿岸部等の火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行う。また、船舶火災からの近隣住家等への延焼防止措置を講ずる。

オ 発災現場が本市の行政区域地先海面でない場合、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援に努める。

(7) 医療救護活動

海難発生時における医療救護活動については、風水害等災害対策計画編第3章第18節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

(8) 遺体の収容等

海難発生時における遺体の収容、埋葬等については、市等各関係機関が、法令の定めるところによるほか、金沢海上保安部と連携、協力し、風水害等災害対策計画第3章第12節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより実施する。

(9) 交通規制

海難発生時における交通規制については、風水害等災害対策計画第3章第13節「災害警備」及び第14節「交通確保・緊急輸送」の定めるところにより実施する。

(10) 自衛隊派遣要請

海難発生時にける自衛隊派遣要請については、風水害等災害対策計画第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

(11) 広域応援要請

市及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、風水害等災害対策計画第3章第6節「応援要請」の定めるところにより、他の市町村及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

Ⅱ 流出油等防除対策計画

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監	<input type="checkbox"/> 消防局	<input type="checkbox"/> 関係各局
-----	--------------------------------	------------------------------	-------------------------------

1 基本方針

タンカー等船舶の海難事故により火災又は油の流出等が発生した場合に、被害の拡大を防止し、沿岸住民の安全確保と自然環境の保全を図る。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に係る流出油事故等の災害応急対策については、同法に基づく防災計画により行う。

2 関係機関の対策措置

国の関係法令並びに対策については、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）、海上保安庁長官の定める「排出油防除計画」、防災基本計画の「海上災害対策編」、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（ナホトカ号流出油事故を踏まえ平成9年12月19日改定）がある。

石川県では、地域防災計画「流出油等防除対策計画」及び「石川県油流出事故等災害対応要綱」を定めており、これに定める防災関係機関の措置の概要は、次のとおりである。

（1）防除措置義務者

防除措置義務者は、国際油濁条約又は海防法若しくは油濁損害賠償保障法等において汚染者負担の原則により、また廃棄物処理法において排出事業者責任により、船舶所有者（その委託又は指示を受けた一般財団法人海上災害防止センターを含む。）又は施設の設置者その他法令に定める者としている。

（2）国の措置

国は、海防法等に基づき、海上保安庁を中心に海洋汚染の防除について全般的責務を有している。

① 油汚染事故に対する準備

ア 情報の総合的整備

- ・ 海上保安庁……専門家・防除資機材情報を一元化し提供
- ・ 関係行政機関…関係情報を収集整理、関係省庁連絡会議等で相互交換
環境への影響を把握・評価

イ 対応体制の整備

- ・ 海上保安庁……排出油防除計画を作成、出動体制の確保、役割分担の明確化
- ・ 関係行政機関…対応体制と相互協力体制を整備、関係省庁連絡会議等で調整

ウ 通報・連絡体制の整備

- ・ 海上保安部署等…24時間の情報収集体制を確保

エ 関係資機材の整備

- ・ 海上保安庁等
- ② 油汚染事故に対する対応
 - ア 対応体制の確立
 - ・ 海上保安庁……自衛隊の災害派遣要請、警戒本部の設置
 - ・ 自衛隊……要請等に基づき部隊等派遣
 - ・ 国土交通省……非常災害対策本部の設置
 - ・ 関係行政機関…関係省庁連絡会議を開催、調査団の現地派遣
 - イ 情報の連絡、調査、影響評価
 - ・ 関係行政機関
 - ウ 油防除対策
 - ・ 海上保安庁……船舶所有者等措置義務者の措置の実施状況把握、指導、命令
自らの防除措置の実施と一般財団法人海上災害防止センター
に対する指示
 - ・ 自衛隊……資機材の輸送協力
 - ・ 関係行政機関…防除措置の実施に協力、支援体制の整備
 - エ 資機材等に関する情報の提供等
 - ・ 海上保安庁、経済産業省、総務省
 - オ 防除作業実施者の健康安全管理
 - ・ 環境省、厚生労働省等…情報の提供、周知などの体制の整備
 - カ その他
 - ・ 海上保安庁……海上交通安全の確保、危険防止措置
 - ・ 環境省……野生生物の救護
 - ・ 水産庁……漁場保全対策等
 - ・ 関係行政機関…広報、記録、事後の監視等の実施

(3) 県の措置

県は、海防法等に基づく防除措置及び処理について直接的な責務はないが、地方自治法及び災害対策基本法等に基づく一般的な防災上の責務から、海上保安部及び防除措置義務者と連携、協力した措置を行う。

① 情報の収集と伝達及び連絡調整

県は、海上保安部と連携して流出油の情報を収集し、沿岸市町村等関係機関に対し、災害情報を伝達するとともに、報道機関等への広報を行う。

② 対応レベルの決定

海上保安部の対応方針や防災関係機関等からの情報に基づき、流出油の規模、影響、漂流予測等を踏まえて、次の段階的対応レベルを決定し、本部等を設置する。

表 2-4-1 油流出事故における対応レベル

段階的対応レベル	流出油事故の規模	本部等の設置
レベルー1	比較的小規模な流出油事故	事故連絡会議設置
レベルー2	中規模な流出油事故	事故対策本部設置
レベルー3	大規模な流出油事故	災害対策本部設置
レベルー4	国際的防除支援を必要とする緊急事態	

③ 総合調整機関の設置

県の事故対策本部又は災害対策本部が設置されたときは、必要に応じ関係機関の防除対策を円滑に進めるため、総合調整機関を設置する。

④ 流出油の影響の予測評価

県の事故対策本部又は災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて専門家等から構成する予測評価委員会を招集し、国の専門家の派遣を要請しながら、流出油の影響予測評価等を行う。

⑤ 防除作業

県は、海上保安部から防除措置の協力要請があった場合、又は県知事が必要と認めた場合、必要な防除活動を実施する。

県の事故対策本部又は災害対策本部は、総合調整機関で流出油の防除措置の対応策を協議の上、現場での防除作業の手順を決定し、必要な通信連絡体制を確保する。

⑥ 警察の措置

ア 県警ヘリコプター及び沿岸パトロールによる漂着油等の情報の収集伝達

イ 引火物の投棄等危険行為の取締り等災害警備

⑦ 自衛隊の災害派遣要請

県知事は、人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため必要があると認めるときは、自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑧ 他の関係機関との連絡調整、協力要請

関係防災機関、関係都道府県、漁業協同組合、石油連盟、石川県西部沿岸排出油防除協議会等との連絡調整及び協力要請を行う。

3 市の対策措置

市は、海防法上の防除措置及び廃棄物処理法の回収処理に係る責務はないが、地方自治法及び災害対策基本法の一般的防災上の責務により、国（海上保安部等）、県及び防除措置義務者と連携、協力して対策措置を行う。

（1）情報の伝達及び周知

① 防災関係機関との情報伝達

常時情報収集体制を確立し、必要に応じて海上保安部等に連絡要員を派遣して、事故の発生状況、流出油の種類・漂流予測等及び災害の状況を迅速・的確に収集伝達する。

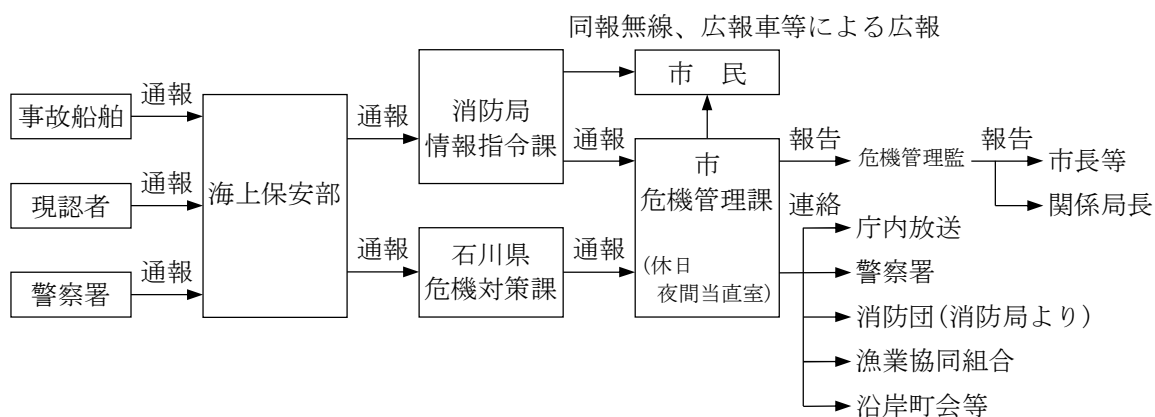


図 2-4-2 情報伝達系統

② 沿岸住民等への情報伝達

被害が沿岸に波及するおそれがある場合には、同報防災無線及び広報車等により、沿岸住民等に対し、次の事項の周知、伝達を行う。

- ア 事故の状況
- イ 避難準備等の注意事項
- ウ 火気使用及び交通等の制限禁止事項
- エ 防災活動の状況
- オ その他必要事項

(2) 組織体制

① 災害対策本部等の設置

市長は、状況に応じ必要があると認めるときに、次の組織体制を整備する。

- ア 事故発生があったとき……… 担当窓口及び庁内連絡会議の設置
- イ 漂着等のおそれがあるとき…… 事故対策本部の設置
- ウ 漂着等が現認されたとき……… 災害対策基本法に基づく災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

② 総合調整

市長は、災害状況に応じ必要と認めるときに、防災関係機関及び市民団体相互間の総合調整を図る。

③ 組織の役割分担

市災害対策本部は、災害状況に応じ必要な対策班を編成する。

(参考) 平成9年ロシアタンカー油流出事故の班体制

- 総務・情報班、監視班、広報班、資材調達班、資材輸送班、人事班
- 処理班、交通対策班、市民団体班、ボランティア班、食料班、保健救護班
- 議会班、協力班

④ 自衛隊の災害派遣要請

- ア 市長は、流出油事故に伴う応急措置を実施するため自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣の要請を求める。
- イ 市長は、県知事への要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛省

防衛大臣又はその指定する者に通知する。

ウ その他要求手続き等は、風水害等災害対策計画第3章第10節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより実施する。

⑤ 他市町村への応援

他市町村に流出油が漂着した場合には、相互に連絡をとり、応援要請があったときには、人員、資機材等の支援を行う。

(3) 人命等救助・消火活動

① 人命等の救助

水難救護法に基づく人命、船舶の救助を行う。

② 消火活動

船舶火災が発生した場合は、消防局は、火災状況等の情報収集に努め、金沢海上保安部と連携しながら、「海難事故対策計画」に基づく消火活動を行うとともに、「消防計画」に基づく近隣住家等への延焼防止措置を講ずる。

(4) 沿岸海岸の警戒監視及び避難勧告・誘導

① 沿岸海岸の警戒監視

流出油の漂着等被害が沿岸に及ぶおそれがある場合には、沿岸地域に消防分隊その他の監視要員を派遣し、巡回監視を行う。

② 避難勧告及び誘導

市は、油流出等事故により市民の生命の安全等を確保するため必要があると認めるときは、風水害等災害対策計画第3章第15節「避難誘導」に定めるところにより迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

(5) 漂着油の防除措置

① 現地の指揮命令等

ア 市長は、必要に応じ現地災害対策本部（本部長：副市長）を設置し、現場での総括指揮者、各班責任者を選任し、指揮命令区分を明確にする。

イ 現地災害対策本部長及び総括指揮者は、休憩・休息時間の確保、二次災害の防止など作業員の安全確保及び健康管理を最優先に、防除活動を実施する。

特に、気象条件が悪い場合には、回収作業の中止等を適時適切に決定する。

② 防除回収対策方針の決定

ア 油の性状及び漂着の状況等に応じて、適切な防除回収作業対策を決定する。この場合、海上保安部、県、専門家等の調査、技術支援を得ながら行う。

イ 本市の海岸線は大半が砂浜であり、深部までの浸透や埋没は少ないが、除去しないと長期間残留する可能性があり、また、日常生活圏と密接し環境保全等の観点から、緊急に回収除去を進める必要がある。

ウ 回収防除対策は、現地の状況に応じて、柄杓・油吸着剤による回収、人海戦術等による回収防除作業を選択して実施する。

なお、重機による回収や油処理剤の沿岸海域での散布は、環境への影響の観点から、またテトラポット部は、回収作業に危険が伴うことから、原則として実施

しないこととする。

また、海浜植物、野生動物などの保護（侵入防止措置など）に十分配慮する。

エ 港湾部及び河口部等への油の流入を防止する必要がある場合は、施設管理者と連携協力して、オイルフェンスの点張等必要な防除措置を実施する。

オ 海上での回収作業は、海防法等に定める防除措置義務者及び協力要請のあった国又は県が実施する。

市は、県又は県から協力要請を受けた漁業者等から、資機材の支援等の要請があった場合に必要な支援を行う。

(6) 防除資機材等の調達

① 原則

ア 海防法等に基づき、一般財団法人海上災害防止センターが防除活動を実施する場合は、一般財団法人海上災害防止センターに必要な防除資機材の調達を要請する。

イ 一般財団法人海上災害防止センターが速やかに防除資機材を調達できないときは、県に対して一元手配を要請する。

ウ 県から一部防除資機材について独自調達の連絡があったときは、市は防除に必要な資機材を調達する。

② 市での調達方法

市で防除資機材を調達する場合は、備蓄資機材、業者発注（リースを含む。）、広域応援要請及び義援品活用などを総合的に検討する。

表2-4-2 平成9年ロシアタンカー油流出事故の際の主な防除資機材等（参考）

備蓄資機材	オイルフェンス、油処理剤、油吸着マット…消防局備蓄 土のう袋、ビニールシート、軍手 など…水防倉庫備蓄
購入資機材	ヒシャク、バケツ、ポリ缶、ペール缶、ドラム缶（天切り含む。）、 剣スコップ、角スコップ、園芸用ショベル、ビニール袋、土の う袋、ゴミ袋、ビニールシート、ビニールロープ、ゴム手袋、 軍手、ゴム長靴、胴付長靴、雨合羽、防寒着、洗剤、ブラシ、 チリトリ、金網、タルキ、木材板、フルイ、レーキ、トンボ、 タオル、タワシ、トランジスタメガホン、案内看板、救急セッ ト、使い捨てカイロ、飲料水 など
借上資機材	コンテナ、テント、机、椅子、簡易トイレ、バス、バックホウ、 トラクターショベル、ユニック、キャリアダンプ、トラック、 交通安全施設、携帯電話、仮設電話、ファックス など
義援資機材	タオル、ゴム手袋、ビニール袋、土のう袋、ゴミ袋、ビニール 雨具、軍手、長靴、胴長靴、ドラム缶、飲料水、カップラーメ ン、インスタント食品、使い捨てカイロ ほか多種多数

(7) 人員の動員等

ア 決定した防除措置方法に従い、人員動員計画を策定し、市職員（消防職員を含む。）及び消防団員を動員する。

また、市建設業協会及び沿岸町会連合会等の関係団体に協力を要請して、関連業者の動員及び、地域住民、市民ボランティアの参加を求める。

- イ 本部は、防除回収作業を効率的に実施するため、担当地区割を設定し、防除回収方法や持参品、注意事項等を関係機関・団体等に連絡するとともに、適切な広報を行う。
- ウ 現地作業基地、資機材置場及び駐車場、給水車等を確保し、必要な防除資機材の提供及び輸送交通対策等を実施する。
- エ 警察機関と連絡調整を図り、必要な交通規制、雑踏整理等を要請する。

(8) ボランティア活動対策

ボランティア活動対策は、風水害等災害対策計画第3章第23節「ボランティア活動の支援」に定めるところにより実施する。

- ア 金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会）及び(公財)県民ボランティアセンター等と十分連携して行う。
- イ ボランティアの健康管理に万全を期し、医師会及び日本赤十字社石川県支部と連携しながら、医療救護活動を行う。
- ウ 現場での受付、保険手続き、作業区域や作業内容の説明、中止・休憩の指示、救護所やトイレの準備等を適切に行う。

なお、作業服や資材の調達、食事の手配及び宿泊施設の確保等は、ボランティアの自己調達を原則とすべきである。

(9) 救護活動対策

救護活動対策は、風水害等災害対策計画第3章第18節「災害医療及び救急医療」に定めるところにより実施する。

- ア 現地での救護所を適切に設置する。
- イ 作業参加者等の健康管理方法を明確にする。

(10) 回収油の処理・処分

- ア 市等が回収した漂着油及び浮流油の処理・処分は、関係法令に基づく船主等（委託を受けた一般財団法人海上災害防止センター等を含む。）が責任を持って収集・運搬及び処理・処分を行う。国、県は、この適正処理を指導、監督する。
- イ 特に緊急を要し、市が回収油の処理・処分を行うことがやむを得ない場合には、県と連携をとり、一般財団法人海上災害防止センター及び保険会社と協議し、必要最小限の適正処理・処分を行う。
- ウ 回収油の処理・処分方法は、飛散、流出、土壌汚染等に十分配慮し、妥当なコストとなる方式で行う。
- エ 回収油は、油の性状にあわせ、ドラム缶詰め、ピット貯蔵、シート管理など適正な保管を行い、回収場所から可能な限り速やかに海上又は陸上輸送拠点となる集積場所（平成9年ロシアタンカー油流出事故の際は県が金沢港で確保）に搬送する。

(11) 義援金品対策

義援金品の受入れ、交付は、風水害等災害対策計画第4章第3節「生活安定対策」に

定めるところにより実施するが、次の点に留意する。

- ア 義援金品の受入れは、事故の状況に応じて受入れ窓口を設置し、義援金は歳計外現金として出納機関又は金融機関への一時預託等により保管する（礼状等にも留意）。
- イ 義援品を大量に受け入れる場合は、資材集積センター（係員配置要）を指定し、受入れる。
- ウ 義援品は、寄付者の意思を尊重して、速やかに防除活動等への円滑な活用を図る。
- エ 義援金の使途については、配分委員会を設置して、配分方針を決定する。

(12) 環境影響調査

流出油等事故が発生し、海域環境等の影響調査をする必要があると認めるときには、専門家による検討会を設置し、環境影響調査を追跡実施する。

- ア 漂着海域・海岸の水質・残留油の状況調査
- イ 魚介類等動植物の影響調査など

(13) 経済対策

流出油事故等に伴い、漁業、観光業、中小企業等に被害が生じたときには、必要に応じて緊急融資、観光宣伝など適切な対策を実施する。

(14) 災害活動と損害額等の記録・整理・報告

- ア 本部各班は、事故災害活動の内容や人員、資機材等に関する日報、流出油災害に伴う損害額及び防除等に使用した費用などを常に記録、整理（写真撮影を含む。）し、本部等に報告する。
- イ 本部は、県等に対して必要な報告を行うほか、適宜報道機関に発表する。

(15) 損害賠償補償その他の対策

① 損害賠償補償

市が実施した防除活動等に伴う費用の求償については、県と連携しながら、法令等の定めるところにより原因者等（タンカー事故にあつては、船舶所有者、保険会社、国際油濁補償基金）に対し適正な請求を行う。

② 国の財政支援

国に対して適切な財政支援措置を要請し、特別交付税や交付金等について必要な請求手続きを行う。

③ そのほか、市長会等を通じた国への緊急要望、視察の応対等の対策を適宜行う。

第5節 危険物等事故災害対策計画

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 福祉健康局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 関係各局
-----	--

1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により多数の死傷者を伴う事故（以下「危険物等事故」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関が緊密な連携を図り、被害の拡大を防止し、住民の生命、財産の安全を確保する。

なお、流出油等防除対策計画及び石油コンビナート等災害防止法に基づく防災計画、原子力災害対策計画など、他の計画で定めるものは除く。

2 危険物の定義

表 2-5-1 危険物等の定義

危険物	消防法第2条第7項に規定するもの (例) 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
火薬類	火薬類取締法第2条に規定するもの (例) 火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（電気雷管、実包、導火線、煙火等）など
高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定するもの (例) 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素など
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定するもの (例) 毒物：シアン化水素、シアン化ナトリウム、ヒ素、水銀、アジ化ナトリウムなど 劇物：硫酸、塩化水素、ホルムアルデヒドなど
放射性物質	放射性同位元素、核燃料物質、各原料物質を総称したもの 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等によりそれぞれ規定されている。

3 関係機関の対策措置

(1) 関係機関

事業者、県、警察、市、消防機関、保健所、中部近畿産業保安監督部

(2) 応急対策

ア 関係機関は、相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、医療救護、行方不明者の捜索などの災害応急対策を実施する。

イ 警察機関及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通

規制を実施する。

ウ 関係機関は、円滑・迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部等を設置する。

(3) 予防対策

① 事業者

各関係法に定める設備基準、保安基準を順守するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物等保安監督（責任・統括）者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

危険物等事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去等の応急措置を講ずるとともに、消防局、警察、保健所等関係機関へ通報する。

② 県、警察、市、消防機関

各関係法の規定及び予防対策を進める上から、保安検査、立入検査を行い、法令に違反する場合は必要な措置命令を発し、保安体制について必要な指導を行う。

4 市の対策措置

(1) 情報の収集伝達

市、保健所及び消防局は、発生事業所等から危険物等事故が発生し、又は発生するおそれがある旨通報があった場合は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報を速終し、災害応急対策の調整等を行う。

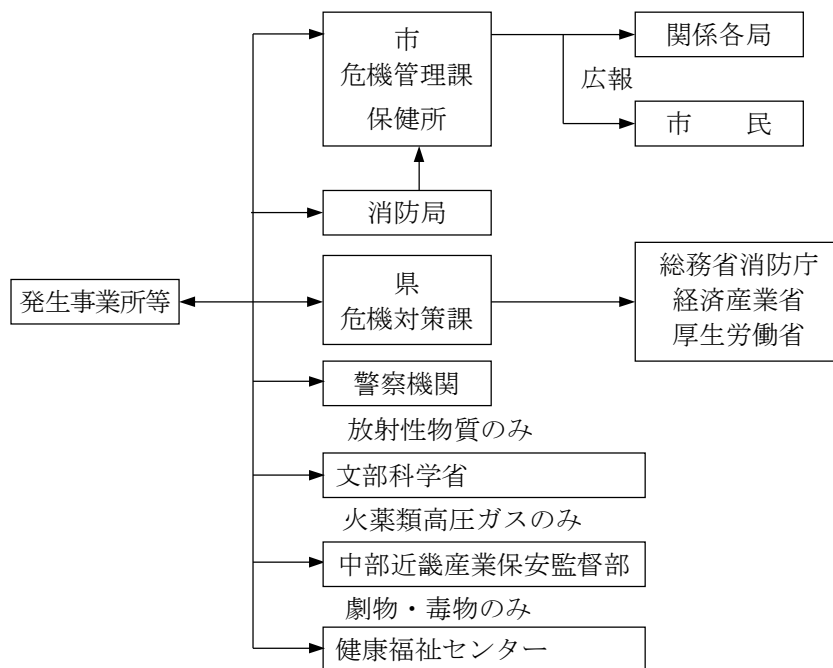


図 2-5-1 情報伝達系統

（２）災害広報

危険物等事故が発生したときは、関係機関が連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、地域住民等に対し正確な情報を迅速に提供し混乱を防止するため、報道機関、ホームページ、金沢ぼうさいドットコム、同報防災無線及び広報車等により、情報の周知、伝達を行う。

被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、風水害等災害対策計画第３章第８節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

① 実施機関

事業者、県、警察、市（消防機関）

② 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・ 危険物等事故の状況
- ・ 家族等の安否情報
- ・ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の応急対応に関する情報
- ・ その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ・ 危険物等事故の状況及び避難情報（危険物の種類、性状、人体・環境への影響を含む。）
- ・ 被災者の安否情報
- ・ 医療救護等の情報
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ その他必要事項

（３）応急活動体制

市長は、危険物等事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

市長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要請を含む。）する。

（４）災害拡大防止

事業者は、災害の拡大防止を図るため、迅速・的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

消防局及び保健所は、警察と連携して、危険物等の爆発性、引火性、有毒性等の性状を十分把握し、危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを実施するとともに、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、適切な災害拡大

防止対策を講ずる。

なお、消防局において「毒・劇物漏えい等事故に対する警防対策について」を定めており、その内容は次のとおりである。

① 初動出動体制の強化

毒・劇物の漏えい流出事故が発生した場合、「ガス漏れ事故に対する警防対策について（昭和55年8月28日付発金消本第299号 消防長通知）」を準用して運用してきたところであるが、今後、原則として次のとおり対応することとする。

ア 初動体制

- ・ 指揮隊 2 隊
- ・ 毒・劇物対応用資機材を装備した消防隊 1 隊
- ・ 救助隊 2 隊
- ・ 消防隊 1 隊
- ・ 救急隊 1 隊
- ・ 資機材搬送車 1 隊
- ・ 照明電源車 1 隊

計 9 隊

イ 増強隊

- ・ 現場指揮者の判断により、所要の消防隊等及び資機材を増強する。

② 毒・劇物漏えい等事故にかかる消防活動のあり方

資料47に示す。

【参照】資料47 毒・劇物漏えい等事故にかかる消防活動のあり方

(5) 避難措置

消防局及び関係各局は、市民の生命の安全を確保するため、危険物等の爆発性、引火性、有毒性等の性状を考慮し必要があると認めるときは、風水害等災害対策計画第3章第15節「避難誘導」に定めるところにより必要な避難措置を実施する。

(6) 救助・救急活動

市は、風水害等災害対策計画第3章第9節「消防・救急活動」及び第11節「救出・救助活動」に定めるところにより救助・救急活動を実施する。

救助・救急活動の詳細は、消防局が定める「集団救急事故活動計画」によることとする（事故災害対策計画第2章第1節³（4）「救助・救急活動」参照）。

(7) 医療救護活動

危険物等事故時における医療救護活動については、風水害等災害対策計画第3章第18節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

(8) 消火活動

危険物等事故時における消火活動は、次により実施する。

① 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど、消火活動に努める。

② 消防機関

ア 消防局は、事業者と緊密な連携を図り、速やかに危険物等事故による火災の発生状況を把握し、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用して、危険物等の性状にあった適切な消火活動を実施する。

イ 消防職員は、生命の安全を守り、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体の収容

市は、風水害等災害対策計画第3章第11節「救出・救助活動」及び同第12節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」に定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容等を実施する。

(10) 交通規制

危険物等事故時における交通規制については、風水害等災害対策計画第3章第13節「災害警備」及び第14節「交通確保・緊急輸送」の定めるところにより実施する。

警察は、危険物等事故発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

(11) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、風水害等災害対策計画第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事を通じて自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(12) 広域応援要請

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、風水害等災害対策計画第3章第6節「応援要請」の定めるところにより、他の市町村及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

第6節 大規模火災対策計画

所 管	<input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 文化スポーツ局
	<input type="checkbox"/> 都市整備局 <input type="checkbox"/> 土木局 <input type="checkbox"/> 企業局

1 基本方針

多数の死傷者等が発生するといった大規模火災が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

2 災害予防対策

市、消防機関は、県等関係機関と相互に協力し、大規模火災を未然に防止するため、必要な予防対策を以下のとおり実施する。

(1) 大規模火災に強いまちづくり

- ア 公共施設等建築物の耐震・不燃化、空き地、緑地等の計画的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域・準防火地域の的確な指定等により、大規模火災に強いまちづくりを推進する。
- イ まちなか区域等において、防災まちづくりを推進する。
- ウ 重要伝統的建造物群保存地区の防災計画の適正化と文化財助成制度を活用した防災設備の充実を推進する。
- エ 火災防ぎょ等の活動障害を解消するため、無電柱化を推進する。
- オ 道路狭隘な地区の道路側溝の暗渠化による道路拡幅を推進する。
- カ 高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場の設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握し、必要な措置を講ずる。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、地下街、ホテル、デパート、病院、事業所等に対して、消防法に基づくスプリンクラー等の消防用設備の設置促進、保守点検の実施及び適正な管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練等について指導するとともに、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図る。

(5) 防火思想の普及

- ア 火災予防運動や防災週間等あらゆる機会をとらえ、各種広報媒体を活用して、住民の防火思想の普及、高揚を図る。
- イ 高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児等の要配慮者対策に対して適切な援助を行うとともに、地域における支援体制の整備に努める。

(6) 自主防災組織の育成強化

自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

- ア 同時多発火災や消火栓の使用不能事態などに備えて、計画的に防火水槽を配備するとともに、海水、河川水の活用等により、消防水利の確保と多様化に努める。
- イ 水量確保が必要な地域において、基幹水道管路の更新時に消火栓の設置に努める。

(8) 消防体制の整備

消防団員の非常招集体制の整備、消防隊の編成及び適切な運用、特殊資機材の活用等の計画を策定し、消防体制を強化する。

ア 消防隊等の増強計画

- ・非番職員の早期招集と搬送手段の確保
- ・消防団との連携強化や消防団員の早期要員確保
- ・広域消防応援隊や自衛隊等との連携体制の確保

イ 特殊資機材の活用計画

- ・飛び火警戒に効果的な資機材の活用
- ・遠距離送水を考慮した資機材の活用

ウ 特別消防対策区域等における大規模火災の対応計画

- ・飛び火警戒、遠距離送水等の体制確保
- ・大規模火災に対応できる指揮体制の確保

(9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民等と連携して実践的な消火、救出・救助等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、訓練終了後には検証を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

(10) 出火防止の広報等

市長は、消防法第22条第3項の規定に基づき、気象の状況が火災予防上危険であるときは、必要に応じて火災警報を発令し、住民に報道機関等を通じて伝達するとともに、消防車等の巡回広報や同報防災無線を活用して注意喚起を行う。

強風時、乾燥時、広域断水時等の状況やこれらの状況が重なった場合に、大災害になる恐れがある旨を住民に周知するなど住民への注意喚起を行う。

また、平時から消防団、婦人防火クラブ等と連携し、出火防止等の普及啓発、広報活

動を実施する。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

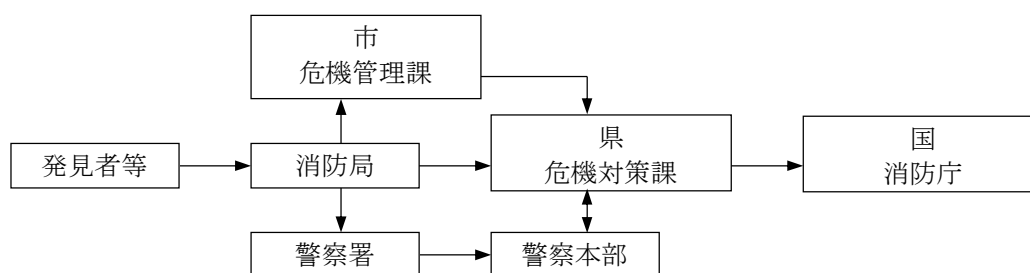


図2-6-1 大規模火災の場合の情報通信連絡系統

イ 実施事項

- (7) 市は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (4) 市は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市は、被災者の家族等、地域住民等に対して、風水害等災害対策計画第3章第8節「災害広報」の定めるところによるほか、次により災害広報を実施する。

ア 実施機関

県、警察、市（消防機関）

イ 実施事項

(7) 被災者の家族等への広報

市は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・ 災害の状況
- ・ 家族等の安否情報
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の応急対策に関する情報
- ・ その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

市は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項を広報する。

- ・ 災害の状況
- ・ 被災者の安否情報
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の応急対策に関する情報
- ・ 避難の必要性など、地域に与える影響
- ・ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、大規模火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

また、円滑かつ迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関と協議の上、現地合同本部等を設置する。

(4) 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行う。

- ア あらゆる情報通信網を活用して、速やかに火災の状況を把握する。
- イ 避難場所、避難経路を確保し、重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら消火活動を実施する。
- ウ 近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、消火、飛び火警戒等を効果的に実施する。

なお、強風下においては、風水害災害対策計画第3章第9節「消防・救急活動」

9 (2) 強風下火災防ぎょ対策に定めるところによる。

- エ 消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(5) 避難措置

市は、人命の安全を確保するため、風水害等災害対策計画第3章第15節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助・救急活動及び医療救護活動等

市は、風水害等災害対策計画第3章第9節「消防・救急活動」、同第11節「救出・救助活動」及び同第18節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより、被災者の救助・救急及び医療救護活動を実施する。

また、同第12節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 交通確保

警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、風水害等災害対策計画第3章第14節「交通確保・緊急輸送」の定めるところにより、必要な交通措置を実施する。

(8) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、風水害等災害対策計画第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事を通じ自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(9) 広域応援要請

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、風水害等災害対策計画第3章第6節「応援要請」の定めるところにより、他の市町村及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

(10) 災害復旧

大規模火災により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市及び県は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、風水害等災害対策計画第4章「災害復旧・復興計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7節 林野火災対策計画

所 管	<input type="checkbox"/> 消防局	<input type="checkbox"/> 危機管理監	<input type="checkbox"/> 農林水産局
-----	------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害（以下「林野火災災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

2 災害予防対策

林野火災の発生原因のほとんどが人為的のものによることから、市、県、国及び関係機関は、それぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

（1）実施事項

① 市、消防機関、県、近畿中国森林管理局、石川森林管理署

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等の入山者への対策として、次の事項を実施する。

- ・ タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する
- ・ 入山の許可、届出等について指導する。
- ・ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、必要に応じて入山の制限をする。
- ・ 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（概ね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。

- ・ 市長の許可を受けさせ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を順守させる。
- ・ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ・ 火入れ跡地の消火に万全を期し、責任者に確認させる。
- ・ 火入れに該当しないたき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- ・ 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- ・ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

② 森林所有者

自己所有林野の失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 防火線、防火樹帯の設置
 - イ 自然水利の活用等による防火用水の確保
 - ウ 自己所有林野への入山者に対する防火啓発
 - エ 森林保全巡視員の配置及び危険期間中の見回り強化
 - オ 無断入山者に対する指導
 - カ 火入れに対する安全対策
- ③ 林業事業者
- 林内において森林施業、道路整備等の事業を行う者は、事業区域内での火災発生を防止するため、森林所有者と協議して、次の事項について適切な予防対策を講ずる。
- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
 - イ 火気責任者の指定する喫煙所、ごみ焼却箇所等を設置する場合、標識及び消火設備の完備
 - ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ④ バス等運送業者
- 乗客のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するため、乗客に対して注意を喚起するとともに、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統の確立等に努める。

(2) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、市及び関係機関は、次により気象予報及び警報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

① 火災気象通報

金沢地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに通報する。通報基準は、風水害等災害対策計画第3章第3節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等」のとおりである。

② 伝達系統

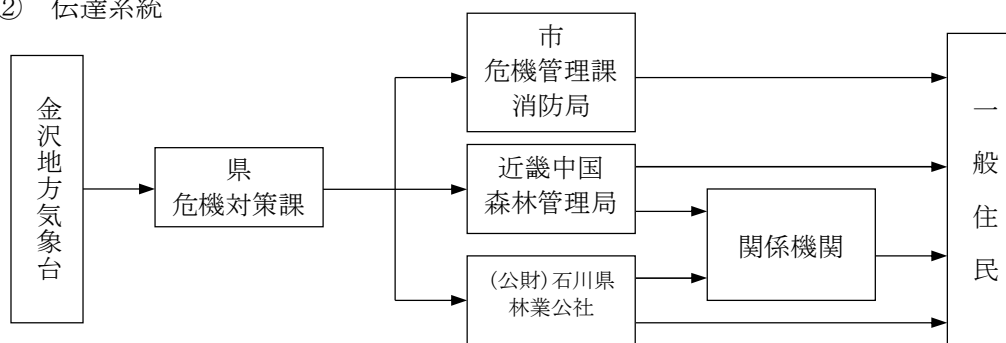


図 2-7-1 気象情報の伝達系統

ア 市及び県

- ・ 金沢地方気象台から通報を受けた県は、通報内容及びとるべき予防対策等を市町、消防機関、出先機関、(財)石川県林業公社へ通報する。

- ・ 市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象条件により林野火災発生危険性があると認めるときは、火災警報を発令するとともに一般住民に周知徹底を図る。

イ 関係機関

- ・ 通報を受けた関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住民への周知徹底を図る。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

① 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

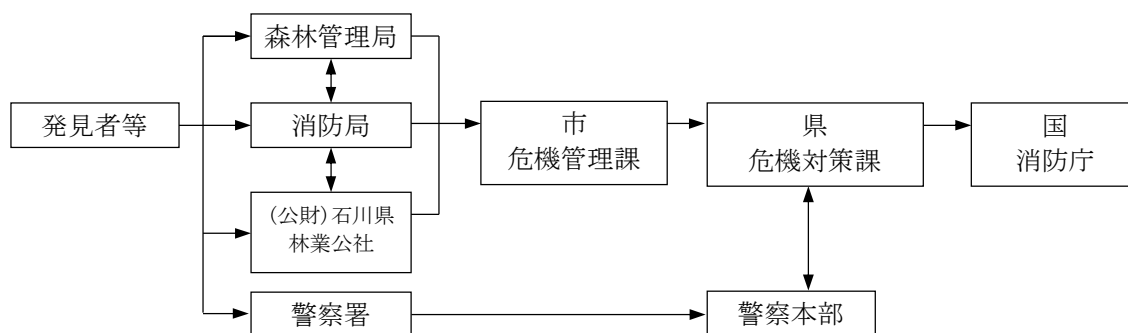


図 2-7-2 林野火災発生の場合の情報通信連絡系統

② 実施事項

- ア 市は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 市は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

市は、被災者の家族等、地域住民等に対して、風水害等災害対策計画第3章第8節「災害広報」の定めるところによるほか、次により災害広報を実施する。

① 実施機関

森林管理署、県、警察、市（消防機関）

② 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

市は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・ 災害の状況
- ・ 家族等の安否情報

- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の応急対策に関する情報
- ・ その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

市は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ・ 災害の状況
- ・ 被災者の安否情報
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の応急対策に関する情報
- ・ 避難の必要性など、地域に与える影響
- ・ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関と協議の上、現地合同本部等を設置する。

(4) 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を実施する。

ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合や、林野火災が広域化する場合等には、県の消防防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火を実施する。また、消防局長は必要に応じ自衛隊、他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を知事に要請する。

(5) 避難措置

市は、人命の安全を確保するため、風水害等災害対策計画第3章第15節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

(6) 交通規制

警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、風水害等災害対策計画第3章第14節「交通確保・緊急輸送」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

(7) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、風水害等災害対策計画第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事を通じ自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(8) 広域応援要請

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、風水害等災害対策計画第3章第6節「応援要請」の定めるところにより、他の市町村及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。